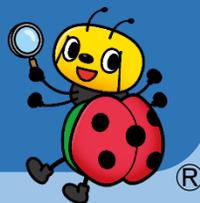


登録検査機関にご関心がある皆様！

# 登録検査機関になりませんか

～社員のスキル・設備を活かして～



植物防疫所公式キャラクター「ぴーきゅん」<sup>®</sup>

令和5年4月1日から農林水産大臣の登録を受けた者（登録検査機関）が輸出植物や物品（中古農業機械、赤玉土など）の検査の一部を行うことができるようになりました。

- ① 地域の農産物等の円滑な輸出に貢献できる。
- ② 登録手続はオンラインで行える。
- ③ 社員が専門知識を活かして検査員になれる。

## 目視検査

リンゴ、モモ、ナシなど

## 精密検査

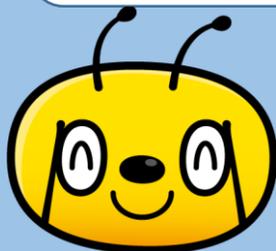
種苗のウイルス検定

## 栽培地検査

畑など栽培地での検査

## 消毒検査

木材や種子の消毒立会



これら4つの検査を行うことができます。

登録手続はこちら



問い合わせ先： 農林水産省 横浜植物防疫所輸出検疫担当

TEL：045-211-7155

2023年5月更新